

第2回矢巾町新型インフルエンザ等対策本部会議 議事要旨

【開催日時】令和2年4月10日（金）午後1時30分～午後3時12分

【開催場所】役場3階 庁議室

【会議概要】

○本部長（町長）からの指示事項等

- ・発生状況に応じた各課の行動計画を作成したが、発生した際は指示が無くてもそれぞれ対応願う。県内で発生した場合、やはば一くは全館閉鎖とする。
- ・施設利用者に名前・住所・連絡先を記載してもらうこと。2次感染、3次感染につながる恐れがあることから、氏名等の記載を拒否した人は入館を断ってもよい。不特定多数で誰が使ったか分からないでは済まされない状況である。
- ・施設利用者の体温の基準は37.5度とする。現場での検温は困難であるため、自己申告での対応とする。
- ・公共施設を閉鎖する場合に備えて、入り口などに掲示する「お知らせ」を準備しておくこと。
- ・感染者を火葬する場合、家族でも火葬場に入れないことから、その対応について検討しておくこと。
- ・クラスター対策として、換気の徹底についてもう一度周知願う。
- ・町内公共施設で発生した場合の消毒作業の流れについて、48時間空けてから保健所の指示のもと、濡れた布巾で拭き取り作業となる。完全閉鎖となる48時間の間に、消毒する人員や手順など体制づくりを行う。消毒作業はゴム手袋とマスク、ゴーグル、ポンチョのような雨具を着用して対応する。
- ・職員や各課の関係者から発生した場合を想定して、行動計画に記載すること。48時間閉鎖の影響のほか、職員の配置や建物をどのように使うのか、消毒作業の体制などを検討し、その対応を行動計画として決めておくこと。
- ・学校で発生した場合、学校すべてが消毒作業の対象となる。多くの人手が必要であり、教職員のほか町職員と一緒に消毒作業を行う。
- ・感染に関わるいじめや虐待が予想されるので、学校等と連携を図りながら対応をお願いする。見守り体制の確認も。
- ・職員の体調管理を徹底して取り組むこと。
- ・環境施設組合では収集作業員が感染した場合の対応も想定しておくこと。
- ・ガイドラインをしっかりと確認し、第3弾の経済対策が出た場合、すぐに補正予算で対応すること。
- ・マスクの状況について、保育園や幼稚園、介護施設などから情報収集し、マスクの対応をできるように。
- ・学校や児童館、保育園、福祉施設など、各所管の関係機関と情報共有を図ること。
- ・ガイドライン等の周知について、やはラヂ！や町HPでお知らせするほか、分かりやすい文

章にして自治会にも情報を提供し、広く情報発信すること。

- ・議員や農業委員など、関係機関や関係施設のすべてを対象に情報発信をお願いする。
- ・緊張感を持って、お互いにサポートしながら迅速に対応し、みんな一丸となり町民の命を守る。早め早めの対応をお願いする。人ごとではなく「これでもか」というくらいの気持ちで、みんなで取り組んでいきたい。
- ・対策本部会議を定例化し毎週月曜日の午後4時からの開催とするが、県内、町内いずれかで発生した際は対策本部会議を開催する。第一報が入った場合の連絡体制の確立をお願いする。
- ・町内で感染が発生した場合、時間など記録を残しておくように。

○確認事項

- ・行動計画について、他所属を含めて確認し、全職員が統一の認識で取り組んでいく。
- ・発生段階ごとに、閉鎖する施設をあらかじめ決めておくこと。
- ・役場職員が感染した場合、保健所の判断となるが、48時間以内は立入禁止となる。役場庁舎が使用できなくなった場合、さわやかハウスで業務を行う。
- ・窓口担当課では、職員発生時の対応について新たな項目として行動計画に記載している。全所属において職員発生時の対応を早急に検討すること。
- ・各業務のシステムを整備しておくことは限りなく困難であると考えられる。
- ・緊急時の連絡方法は防災メールによる一斉通知とする。矢巾分署には電話で連絡する。
- ・感染した施設であることのお知らせ表示(掲示物)について、あらかじめ準備しておくこと。
- ・対策本部会議の概要を要点筆記として町HPで公開する。また、これを使用し、議員等への周知を図ることとする。

以上